

放送法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこと。

（本則関係）

第二 この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行すること。

（附則関係）